

○使用料及び手数料条例施行規則

新旧対照表

改正後	改正前
<p>1 33 附則 略</p> <p>34 (令和六年十二月三十一日までの間における手数料の納入方法に関する特例) 令和六年四月一日から同年十二月三十一日までの間は、警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)に基づく事務に係る手数料のうち、警備業認定更新申請手数料については、第四条第二項の規定にかかわらず、千葉県収入証紙で納入することができる。</p>	<p>1 33 附則 略</p> <p>(新設)</p>